

振替供給補給電力要綱

平成26年4月1日 実施

九州電力株式会社

振替供給補給電力要綱

目 次

1	適 用	1
2	料 金	1
3	通告未達補給電力	2
4	違 約 金	4
5	料金の算定期間	5
6	支払義務の発生および支払期日	5
7	支 払 方 法	5
8	そ の 他	6
附 則		7
別 表		8

1 適 用

- (1) 当社が、当社の託送供給約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕（以下「託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕」といいます。）または託送供給約款〔特定電気事業用〕（以下「託送約款〔特定電気事業用〕」といいます。）により契約者に振替供給を実施するにあたり、30分ごとの受電地点で計量された電力量（受電地点が複数ある場合はその合計値といたします。また、当社から託送供給に供する電気の供給を受ける場合で、託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕9〔検討および契約の申込み〕(4)または託送約款〔特定電気事業用〕8〔検討および契約の申込み〕(4)による申込み〔翌日等の利用分に限ります。〕に係る受電地点で計量された電力量等にもとづき、あらかじめ定めた算定方法により電力量が確定するときは、当該電力量を加えたものとみなします。）が、その30分の受電地点における通告電力量（受電地点が複数ある場合はその合計値といたします。）を下回る場合に生じた一般電気事業、特定規模電気事業、電気事業法第2条第1項第14号八にもとづき行なわれる特定規模需要に対する電気の供給（以下「自己等への電気の供給」といいます。）または特定電気事業の用に供する電気の不足電力を補給する場合の料金その他の供給条件は、この振替供給補給電力要綱（以下「この要綱」といいます。）によります。ただし、この要綱における契約者、発電者および契約期間は、それぞれ当該振替供給契約と同一としていただきます。
- (2) 当社は、この要綱を変更することがあります。この場合には、料金その他の供給条件は、変更後の振替供給補給電力要綱によります。

2 料 金

料金は、3（通告未達補給電力）(2)八によって算定された変動範囲内電力料金および3（通告未達補給電力）(3)ロによって算定された変動範囲超

過電力料金の合計といたします。

3 通告未達補給電力

(1) 適用

30分ごとの受電地点で計量された電力量（受電地点が複数ある場合はその合計値といたします。また、当社から託送供給に供する電気の供給を受ける場合で、託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕9〔検討および契約の申込み〕(4)または託送約款〔特定電気事業用〕8〔検討および契約の申込み〕(4)による申込み〔翌日等の利用分に限りません。〕に係る受電地点で計量された電力量等にもとづき、あらかじめ定めた算定方法により電力量が確定するときは、当該電力量を加えたものとみなします。）が、その30分の受電地点における通告電力量（受電地点が複数ある場合はその合計値といたします。）を下回る場合に生じた一般電気事業、特定規模電気事業、自己等への電気の供給または特定電気事業の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電力量（以下「通告未達補給電力量」といいます。）に適用いたします。

(2) 変動範囲内電力

イ 適用範囲

通告未達補給電力量のうち、ロに定める変動範囲内基準電力量以内のものに適用いたします。

ロ 変動範囲内基準電力量

変動範囲内基準電力量は、30分ごとに、契約振替供給電力の3パーセント相当を2で除した値といたします。

ハ 変動範囲内電力料金

変動範囲内電力料金は、通告未達補給電力量のうち、変動範囲内基準電力量以内のものその1月の合計値によって算定いたします。ただし、別表（燃料費調整）1(1)によって算定された平均燃料価格が

33,500円を下回る場合は、別表（燃料費調整）1(4)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表（燃料費調整）1(1)によって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、別表（燃料費調整）1(4)によって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

1 キロワット時につき	1 2 円 2 1 銭
-------------	-------------

(3) 変動範囲超過電力

イ 適用範囲

通告未達補給電力量のうち、変動範囲内基準電力量をこえるものに適用いたします。

ロ 変動範囲超過電力料金

変動範囲超過電力料金は、通告未達補給電力量のうち、変動範囲内基準電力量をこえるもののその1月の時間帯別の合計値によって算定いたします。ただし、別表（燃料費調整）1(1)によって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、別表（燃料費調整）1(4)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表（燃料費調整）1(1)によって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、別表（燃料費調整）1(4)によって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

(イ) 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	4 9 円 0 1 銭	3 6 円 2 2 銭

(ロ) 夜 間 時 間

1 キロワット時につき	2 1 円 5 1 銭
-------------	-------------

(4) そ の 他

イ 発電者の発電設備の事故等によって通告未達補給電力量が発生することが明らかになった場合には、契約者は、託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕32（託送供給の実施）(2)または託送約款〔特定電気事業用〕30（託送供給の実施）(2)又にもとづき、事故等が発生したその30分の始期の時間から1時間以内に通告電力量の変更を当社に通知していただきます。

ロ 当社は、必要に応じて発電設備の事故および修理に関する記録を提出していただきます。

4 違 約 金

- (1) 契約者が、電気工作物の改変等によって不正に電気を使用することにより料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、この要綱に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

5 料金の算定期間

料金の算定期間は、毎月1日から当該月末日までの期間といたします。ただし、当該振替供給を開始し、または当該振替供給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日の属する月の末日までの期間または契約が消滅した日の属する月の1日から消滅日の前日までの期間といたします。

6 支払義務の発生および支払期日

- (1) 料金の支払義務は、料金の算定期間の翌月1日に発生いたします。ただし、当該振替供給契約が消滅した場合は消滅日、託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕25（電力および電力量の算定）⁽¹²⁾または託送約款〔特定電気事業用〕24（電力および電力量の算定）⁽¹²⁾の場合は、料金の算定期間の電力量を協議により定めた日に発生するものといたします。
- (2) 料金は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日（以下「支払期日」といいます。）までに支払っていただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。

7 支払方法

- (1) 料金は、毎月、当社が指定した金融機関を通じて払い込みにより支払っていただきます。
なお、支払いにともなう費用は、契約者の負担といたします。
- (2) (1)の支払いは、契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。
- (3) 料金が支払期日までに支払われない場合は、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額（消費税法の規定

により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。)を差し引いた金額に対して、年10パーセントの延滞利息(閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。)を申し受けます。

なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

8 そ の 他

- (1) その他の事項については、託送約款[一般電気事業・特定規模電気事業等用]または託送約款[特定電気事業用]に定めるところによるものといたします。
- (2) この要綱の実施上必要な細目的事項は、そのつど契約者と当社との協議によって定めます。

附

則

附 則

(この要綱の実施期日)

この要綱は、平成26年4月1日から実施いたします。

別 表

別 表

(燃 料 費 調 整)

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \quad + B \times \quad + C \times \quad$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$= 0.1490$$

$$= 0.2575$$

$$= 0.7179$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

イ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が33,500円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (33,500\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

ロ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が33,500円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 33,500\text{円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月1日から6月30日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月1日から7月31日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月1日から8月31日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月1日から9月30日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月1日から10月31日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月1日から11月30日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月1日から12月31日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月1日から1月31日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月1日から2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月1日から3月31日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月1日から4月30日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月1日から5月31日までの期間

(4) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の通告未達補給電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	16 銭 1 厘
-------------	----------

3 燃料費調整単価等の通知

当社は、1(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1(2)によって算定された燃料費調整単価を契約者にお知らせいたします。